

〔 研究ノート 〕

「諸形態」における

「奴隸制および農奴制」について

望 月 清 司

(一)

さきに本月報によせた研究ノート「『諸形態』と『農業共同体』に関する覚え書」(5, 6号)においても en passant に触れておいたが, マルクスが「農奴制」(Leibeigenschaft) に与えた規定は, 考えようによってはすこぶる重大な問題をふくんでいるように思われる。というのは, 従来のオーソドックスな見解において, 封建的生産様式に固有の労働力存在形態(広義では封建的農民の身分制一般, 狭義では古典荘園段階の賦役農民の地位規定)と考えられてきた「農奴制」は, 「諸形態」に関するかぎり, 「奴隸制」とほとんど区別しがたい隷従体制のように見えるからである。もちろんマルクスの「農奴制」規定とは全く別個の

目 次

〔 研究ノート 〕

「諸形態」における「奴隸制および農奴制」について

..... 望 月 清 司..... (1)

現代的福祉国家論の側面

..... 宮 田 三 郎..... (8)

〔 所 報 〕..... (11)

< 編 集 後 記 >..... (12)

内容規定が、ドイツ法制史・経済史の研究成果を批判的に摂取しつつ賦与されてよいと思うが、それならばそれで、マルクスの「農奴制」概念がかれの体系の中でいかに位置付けらるべきか、という問題に決着をつけておかねばなるまい。そしてこのことは、数年前からわが西洋中世史学界に波紋を投じてきたところの、西ヨーロッパ古代・中世前期における奴隷制的構造の存在を確認する試み — イギリスについては青山吉信氏の論稿（歴史学研究193号）、大陸については椋川一朗氏の一連の論稿（もっとも端的には、歴史学研究182号のそれ） — を、よりいっそう合理的な理論に整合しうる見とおしを与えることになるかも知れない。

(二)

前にものべたように、「諸形態」に登場する「農奴制」は、13カ所中10カ所において「奴隷制および農奴制」という形であらわれる。この体制の発生は次のように説明される。すなわち、「もし人間自身が、土地の付属物（Zubehör）として、土地といっしょに征服されるとすれば、人間は生産条件の一つとして一括征服されることになり、かくして奴隷制および農奴制が成立する」（Formen, Kleine Bücherei 版27・傍点引用者）、と。

こうして、主として「征服」にもとずいて「奴隷制および農奴制」が成立すると、その労働者の「労働そのものが、ひとしく生産の非有機的条件として、家畜とならんで、または土地のそえ物（Anhängsel）として、他の自然物と同列におかれることになる」（Formen, 25 & 33・傍点引用者）。いかえれば、「奴隷制および農奴制」とは、「その内部で労働者自身、または生きている労働能力自体が、なお直接に客観的生産条件のもとに属し、しかもかかるものとして領有されている（angeeignet werden）、そのような関係」（Formen, 36）なのである。

見誤るおそれはないであろう。マルクスは明瞭に、「農奴」を家畜およびその他の「自然物」（Naturwesen）と同列の、土地所有者の生産手段の一つにかぞえており、奴隷と全く同一範疇において把握している。このような規定づけは、じつは決して「諸形態」段階（1857—8年）に特殊な理解方法ではないのであって、試みに「資本論」（1867年）をひもとけば次のような指摘にぶつかる。

「自由労働者とは、一かれら自身、奴隷や農奴のように直接に生産手段に属するのでもなければ、また自営農民の場合のように生産手段がかれらに属するのでもなく……」（Das Kapital, Institut 版 I, 752）

上記は「資本の原始的蓄積」の章の冒頭からであるが、第Ⅲ巻地代論の「緒論」では、以下

のごとし。

「地代そのものは、ある土地所有を前提とする……。この場合、……この土地所有は奴隷制または農奴制の場合のように直接的生産者の人格に対する一定個人の所有権の偶有性 (accidens [Zubehör]) にすぎないかどうか……は問題ではない。」 (Das Kapital, III, 684)。後者ではことに、農奴に対する支配様式の中枢に土地所有よりもいっそう重要なファクターとして人格支配 (ドイツ法制史の用語では *Leibherrschaft*) がすえおかれている点に注目したい。

どうも訓と註釈めいてきてはなはだ恐縮だが、以上のような叙述を出発点として、もしマルクスの農奴制像を体系化し、かれの封建制把握をつかみ直すことができれば、そのときはじめて、これまで封建社会史研究者を当惑させてきたエンゲルスの次の書簡を、われわれはロギークメーションに理解することができるであろう。いわく —

「農奴制 (*Leibeigenschaft*) の歴史について、商売用語でいえば、ほくたちの『帳尻がぴったり合った』のはうれしい。農奴制と隷農制 (*Hörigkeit*) が決して特殊に中世的・封建的な形態ではなく、征服者が征服地を自分のために原住民に耕作させていたようなところでは — たとえばきわめて早くテッサリアにおいて — どこでも存在したことはたしかである。」 (Briefwechsel, Dietz 版, IV, 698. 1882年12月22日。なお、エンゲルスにこの返事を書かしたマルクスの手紙は遺失したのか収載されていない。テッサリアの < *eigentliche persönliche Grundhörigkeit* > については、ウェーバー「古代社会経済史」弓削・渡辺訳, 210, 270-1, 478を参照)。

かの論争において、スウィーギーがドップの封建制規定を批判するための一根據としてこの書簡に一瞬の照射を与えはしたが、それはドップおよび高橋教授によって全く看過ないし黙殺され、スウィーギーもこの一節へのそのような処遇を再び問題にすることはなかった。あの論争の発生状況と問題意識からすれば当然だったとはいえ、やはり残念であった。

(三)

さて、以上のマルクスの諸叙述から、彼が「農奴制」を奴隷制と基本的に同一範疇の労働力存在形態とし、かつ歴史的には古代初期から同時発生・併立していたと考えていた、と仮定してもそこから導き出される歴史像は、「農奴制」 (*Leibeigenschaft*) というタームで何を構想するかによって、おのずから二つに分れることになるであろう、

ひとつは、農奴制を狭く人格不自由・賦役農奴制に限定して、これを段階としての「奴隷制」

の一変種と解する見方。この見方は当然、いわゆる古典荘園を古代的生産様式のほうに引きよせることになる。こうした方法が「経済学批判序説」の例の公式にあくまで忠実たろうとするものであることはいうまでもない。

だがいまひとつ、農奴制をひろく、土地の領主的所有を媒介とする不払労働収取＝給付体制と理解することによって、前者とは正に逆に、奴隷制をむしろ広義の農奴制（レーン制と表裏一体化している「封建的土地所有」をもひとつの種の実在として内包する）に包摂せしめる、というビルトも成立し得るであろう。いかえれば、典型的封建社会と、いわゆる奴隷制社会とは基本的に同一性格の社会構成に並び属するのではないか、という展望である〔ここで「典型的封建社会」としたのは、ひとまず、「資本論」I巻24章第2節などからもうかがえるように十四・五世紀以降の封建農民を総じて「フリーホルダー」と見ていたらしい（もちろんこれは問題である）マルクスに即して、絶対王制期を考慮外においたためである〕。

この展望からいえば、封建社会は、古代社会とともに、「資本家ではなく、土地所有者が他人の剰余労働の直接の領有者としてあらわれ、地代が不払労働の一般的形態としてあらわれるような」社会、すなわちその基礎を「直接的奴隷制、農奴制、政治的隷属関係」が構成するような社会（Theorien über den Mehrwert, インスティトゥート新版, III, 394 なおマルクスは資本主義的賃労働制度を「間接的奴隷制」とよぶ。「アンネコフへの手紙」—岩波文庫版「哲学の貧困」259ページ）の、それぞれ地域的・時代的な亜種をなすことになる。このような社会構成の土台をなすものをもっとも基本的な生産手段たる土地の階級的独占であった。「本来的な奴隷経営やグーツヴィルトシャフト」をも含めて、「どんな名称が付せられるかを問わず、〔前資本制的な—引用者〕土地所有者の所得は、……不払の剰余労働全体が直接的に取得される正常かつ支配的な形態である」（Das Kapital, III, 855-6）とすれば、この社会は、土地所有者が土地非所有の労働者を支配し服属させ、経済外強制を通じて地代を搾出する社会、かりに名づければ「領主的社会構成」である。ふたたびウェーバーの言葉をかりれば、「支配者層が特権的土地所有によって扶養されるという状態、つまり武器をもたない従属民のレンテンまたは賦役によって扶養されるという状態」（渡辺・弓削訳「古代社会経済史」6ページ）であって、彼は、エジプトやバビロンの官職レーエンおよびスパルタの制度をも含めて、上記の歴史的経済構造を「封建制度」と総称している。封建制の土台をレーン制でなく、領主的土地所有に基づく支配機構に求めるウェーバーのこの見解は、まったく正しい。中世ポーランドの「貴族共和国」の例を引いて彼もいうとおり、特殊に西欧中世的なレーン制は「封建制度」の規定的要因ではいささかもないのである（Wirtschaft

und Gesellschaft, 1922, S. 724~5. 世良訳「支配の社会学」Ⅱ, 290)。
ウェーバーはこうした古代・中世を通ずる「特権的」土地所有者の支配形態を「領主財産制」
(Herreneigentum) もしくは「土地領主制」(Grundherrschaft) と名づけた。
だからこそ、彼の「グルントヘルシャフト」は、(1)土地所有、(3)政治権力の専有(とくに裁判
権)とならんで(2)「人間所有(奴隷制度Sklaverei)」を不可欠の構成要素とした(Wir-
tschaftsgeschichte, 71) のであり、しかも領主財産制は「所有の分化」をその成
立根源としたのであった。いいかえれば、原始共同体社会の解体から直接に成立するのである。
(だから彼が領主財産制の成立諸要因として挙げたもの[WG, 59f.] をそのまま「古典荘
園の成立」要因に置きかえるのは誤解であろう)。

要約しよう。「農業共同体」(前掲拙稿参照)の解体ののち、非所有と対立し、それを支配
する所有が発生する。土地を階級的に独占するグルントヘルが、土地所有から疎外された隷属
民(被征服民・奴隷をも含む)を「労働力」として利用するか「地代源」として利用するかは、
全く所与の自然的社会的諸条件に依存する。現象的には、「人間所有」の仕方の強度と剰余勞
働の榨出方法の組合せで多くの混合形態がありえた。常識的に概括すれば、(1)ラティフンディ
ア型奴隷制(奴隷+労働力)、(2)土着奴隷[または征服農奴]制(奴隷+地代源)、(3)賦役農
奴制(農+勞)、(4)非賦役型農奴制(農+地)の四形態となるが、しかし、地中海世界の古代
が衰退するころゲルマン世界の「古代」(タキトゥスの段階である)がはじまるという、いわ
ば歴史のサイクル・ラグを修正計算するかぎりでは、これらは、あくまでパラレルな諸類型と
把握したほうが史実適応的でもあり、かつはマルクス理解の正道なのではないか、と考えるの
である。[なお、上記四形態に註記した奴隷および農奴とは、非所有労働者のそれぞれ地中海
世界的および西ヨーロッパ的身分規定というほどの意味である。]

(四)

ところで、この仮説は研究上いかなる点でその有効性を立証できるであろうか。紙幅もない
ので、これを簡単に列挙しよう。

(1) 古代地中海社会がその発端から、奴隷制と広義農奴制の二つの労働様式を内包している
と前提すれば、テッサリア・マケドニアなどギリシヤ北方の領主制土地所有、スパルタの征服
農奴制、ローマのコローヌス制、ローマ属州アフリカの小作制など、これまで史的唯物論の泣
きどころであった、古典古代社会内部の「封建的」諸構成に合法則的な説明を与えることがで
きよう。

(2) したがって、古典古代末期に、被支配階級による変革の契機を無理に探し求める必要がなくなる。スターリンの悪名高い「奴隷革命説」（「全集」13巻263ページ。「経済学教科書」合同出版社刊、第1版第1分冊55-6ページ）— 本来はエンゲルスの「袋小路＝自然死」説克服の意図をもつ — はさすがに姿を消したとはいえ、その代替物たる「蛮族侵入説」（経済学教科書第3版）や、またコーンフォース＝大塚氏的な「周辺革命説」（「国際資料」1957年5月号25ページ：「西洋経済史講座」1巻17-19ページ）などが、少くとも構造転換の論理としては、依然として説得力を欠くのも、この論議の本来の不毛性をものかたるものではないか。

(3) 西ヨーロッパの古代および初期中世史の分野では、古典的な「奴隷制とびこえ論」に対する戦前段階での実証的批判（ドブシュ、リュトゲ）を培養土とした、戦後の西ヨーロッパ型奴隷制の研究が問題となる。ことに椽川一朗氏は北フランスおよび南ドイツを対象とする多くの研究論文を通じて、その直領地における奴隷経営的構造から古典荘園の奴隷制的性格を主張された（「西ヨーロッパ古代・中世における奴隷制の連続について」歴史学研究182号ほか多数）。また、イギリス古代社会における奴隷の多数存在（土着保有奴隷をも含むが多くが無産被給養奴隷）を実証した青山吉信氏は、アングロ・サクソン時代を、奴隷制と農奴制の雁行的・重層的展開の時代とされ不十分なが基本的な「原始→奴隷→封建の進路」が貫かれた（「アングロ・サクソン社会の奴隷について」歴史学研究193号）との見解をしめされた。

問題意識とそれにつらなる時代区分のし方を異にしているが、両氏に共通するのは西ヨーロッパ型奴隷制という<missing ring>を発見し、ここで世界史的法則の貫徹を立証しようとするヴィジョンである。だが椽川氏にせよ青山氏にせよ、奴隷制の既成観念に手をつけずに、西欧にローマ型奴隷制を発掘しようとする試みは、現段階の史料ではとうてい説得力を持ちえないし、「とび越え論」を批判せんとして逆に「とび越え論」の正当性を傍証する役割を果たすことになるだろう。それは、奴隷制と農奴制（あるいは賦役型荘園と地代型荘園）とはどうあっても不可共存的な継起段階でなければならぬという、不動の信仰に発想の土台を制約されている限り必然的なのである。

しかし「経済学批判序説」の彼をふくめて、マルクスは前述のとおり、階級社会の成立の瞬間からミクロ的にもマクロ的にも、奴隷制と農奴制（不自由労働者の強制労働の二亜種）が併存し雁行しようと考えていた。史実もまた圧倒的にそれを立証する。数世紀もの奴隷支配を経験してからでなければ地代農奴制または貢納奴隷制（非所有隷属民の地代源的搾取）に想到しえぬほど、後者が前者に対して決定的な構造上のメリットを内包しているとはとうてい信ぜら

れぬ。この点からも、私は古典荘園の賦役農奴制に奴隷制のにおいをかぎつけた榎川氏の洞察力に深い敬意を払いつつも、古典荘園の奴隷制的構造というロジックには賛同しないのである。氏はテッサリアにも封建制的構造を認めなければなるまい。問題はやはり例の「公式」（マルクスならぬマルクス史家の作成にかかる教科書的「公式」）にある。

(4) この仮説の使用価値はマルクスの古代・中世社会像の統一的理解にあり、大すじでは以上のべた点につきる。このほかにも、たとえば、イギリス17世紀の修道院所領を「古代的土壌所有関係」と規定したり（Das Kapital, I, 760）、「保護制度」=重商主義が「古代的生産様式から近代的生産様式への移行を暴力的に短縮する人為的手段」（I, 797）であったりしたこと、また、奴隷の剰余労働が「（前資本制的）地代」と把握された（Ⅲ, 684, 855）こと、「経済外強制」の説明のために、奴隷制を想起していたラングの叙述（「人間占取」）を十分承知の上で註記した（Ⅲ, 841; cf. I, 350 Theorien, I, 434）こと等々の疑問もこれで氷解しよう。

(五)

ところで、この仮説に対するもっとも強い反駁論拠はやはり例の「公式」であろう。あのほう大な労作の中でたった一度しか出てこないこの「公式」は、マルクス自身も注意しているように、あくまで「たいへん大づかみに」（in grossen Umrisen）主要な諸生産様式だけを時代順に（als progressive Epochen）列挙したものと思われる。種々の時代にあらわれた「小経営的生産様式」すなわち農業共同体段階の（I, 350 Ⅲ, 854）、「奴隷制度……の内部に存在する」それ（I, 399）, 封建的生産様式の「土台」をなすそれ（I, 350）, 封建的土地所有の解消から生ずるそれ（Ⅲ, 854）— 後の二つは「小農的および小ブルジョア的生産様式」ともよばれた（Ⅲ, 357）— は、この「大づかみ」な網の目からもれている〔もれた理由をこれらの「非敵対的」性格に求めることはできない〕。ここでも、他の多くの箇所でもマルクスは封建的生産様式を、ごく常識的に特殊西欧的なレーン制と結びつけて使用しているにすぎない（たとえば、Ⅲ, 357, 363）。それはそれでよい。私は、「領主財産制」の第一亜種としての「古代的生産様式」が第二亜種に歴史的に先発した事実まで否定するつもりはないのである。